

松高第19号
平成22年4月12日

指定介護予防支援事業者 }
指定居宅介護支援事業者 } 各位

松原市健康部 高齢介護課長

ケアプラン作成依頼届（事業者用）資料提供の見直しについて

平素は、松原市介護保険行政の推進にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、ケアプラン作成依頼届（事業者用）資料（以下依頼届資料）の取扱い状況に関するアンケートを2回（2月2日、3月1日）にわたり実施し、認定情報の確認について、事業者の方から様々な意見をいただきました。

回答を集計し、すべてのアンケートに目を通した中で、依頼届資料の記載内容については、ケアマネジャーの皆様方におかれまして、指定居宅介護支援の運営基準（第7条）、指定介護予防支援等の運営基準（第7条）により、サービスの利用に当たって、被保険者の認定の有無、有効期間等を被保険者証で確認していただいている状況で対応可能と考えられます。

しかし、回答の中には、本人が独居で認知症があり、被保険者証が届いているのか、確認が取れないようなケースや、家族とはなかなか連絡が取れないケースなど、サービス計画の作成や、請求に際し、有用との回答があり、特別な事情により情報提供が必要なケースについては個別対応が必要であると考えます。

また、個人情報保護条例の趣旨をかんがみて、個人情報を提供する場合には、その目的に応じて慎重に扱わなければならない、現状では、本来必要のない情報まで、提供している恐れもあり、早急な見直しが必要との結論に達しました。

今後につきましては、依頼届資料を廃止する方向で考えておりますが、事業者の皆様様の業務の支障を考慮し、4月12日（月）の依頼届資料提供以降、裏面の日程で、依頼届資料を月に一度月末（翌月はじめ）の発行で、7月以降は、依頼届資料提供を廃止することを検討しています。上記のような被保険者証を確認することが難しい利用者に対しては、7月以降については、個別対応することを考えています。

また、廃止により、当初予定にないあらたな問題が生じた場合は、生じた問題を精査し、対応を考えたいと思います。

以上

〒580-8501

大阪府松原市阿保1丁目1番1号
松原市健康部 高齢介護課
認定係

電話 072-334-1550 (2287)

裏面に続く

提供日程表

第1回目（4月分）	平成22年5月6日（木）	11時半以降
第2回目（5月分）	平成22年6月1日（火）	11時半以降
第3回目（6月分）	平成22年7月1日（木）	11時半以降